

当院におけるインフルエンザへの対応について

1. インフルエンザ迅速検査

- ・発熱などの症状が出現してから原則12時間経過してから検査を行います。
- ・臨床所見から発熱が他の疾患と判明した場合には検査を行いません。
- ・数日以内に家族内でインフルエンザ、学校などで隣席の友達が数日以内にインフルエンザなどの場合、診察で他の疾患の所見がない場合には検査行わず、臨床的にインフルエンザと判断します（学校などへの診断書提出はインフルエンザとして扱います）。

2. インフルエンザ治療薬の投与について

- ・インフルエンザは自然治癒で治る病気のため、抗インフルエンザ薬の投与は希望される方のみに行います。抗インフルエンザ薬を処方希望されない方には症状に合わせた対症療法（解熱剤、去痰剤など）とさせていただきます。

3. インフルエンザ治療薬の予防投与について（自費診療となります）

予防に用いる場合には、原則として、インフルエンザ感染症を発症している患者の同居家族又は共同生活者である下記の者を対象としています。

- (1) 高齢者（65歳以上）
- (2) 慢性呼吸器疾患又は慢性心疾患患者
- (3) 代謝性疾患患者（糖尿病等）
- (4) 腎機能障害患者

上記の事をご理解願います。

他の理由で予防投与をご希望の方は医師にご相談下さい。